

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第 10 号です。

\*\*\*メールマガジン No.10 - 08.6.18 \*\*\*

\*\*\*NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.10\*\*\*

現在、当 NPO 法人事務局では、団体扱いの「自転車総合保険」の導入に関し準備を進めています。正会員さんの中で既に賠償責任保険、その他各保険に加入されている方も居られると思います。当然ですよ！ 当 NPO 法人の会員の方で活動に参加される方は、保険に入っている事と規定しています。

各損保さんや団体保険等で自転車に関係するものが含まれた保険もあります。中には、内容が不明確なものや、被保険者ご自身が内容を正しく把握してない場合もあります。

検討中の「自転車総合保険」は、主に当 NPO 法人のボランティア会員（若者達）の方々を対象に、我々 NPO 法人が窓口となって皆さんに加入して頂く団体保険です。\*正会員の方も、もちろん、ご希望があれば加入出来ます（保険料は別途徴収）

1 年間 掛け捨て で、本人(被保険者)が死亡の場合 1000 万円(後遺障害の場合は程度に応じた%)、入院日額 2000 円、 通院日額 1000 円、 賠償責任 2000 万円、と賠償責任に特化した保険です。（この保険の詳細に関しては、現在、保険会社と交渉中にて、確定はしていません）

「安全に、安心して、快適な自転車利用！」を目指す我々 NPO 法人が窓口となり加入を勧める保険としては、現段階で適切と判断しています。しかし、我々が求めるものと、損保さんの思惑が必ずしも一致しません。 自転車に対する認識にも違いがあります。

我々 NPO 法人の顧問である保険代理店さんと、逐次打ち合わせしていますが、日常的に自転車を利用し、ルール・マナーを守るように努力している我々そして仲間に、適切（特に事故を起こした時の賠償）な保険を窓口として紹介する事が出来ればと思います。

保険会社さんと詰めなければならない案件が多くあり、皆様にご案内するにはもう少し時間がかかると思われます。

読者の皆さん、丁度良い機会です。

皆様の加入されている損害保険（特に自転車事故や賠償責任）の内容の再確認をお願いします。

皆様の加入されている各種損害保険は、掛け金もまちまちで、色々な支払い規定、認定基準があり、中には上記検討中の自転車総合保険を遥かに上回る補償のものもあります。一方で、すべてカバーしていると思っている保険が、自転車の事故や賠償責任が除外されている場合もあります。再確認をお願いします。

余談：明日、京都の異業種交流会 21 世紀倶楽部に NPO KEEP LEFT の代表として参加しますが、その折、保険代理店の美人社長さんと「自転車総合保険」に関し打ち合わせをします。 これは「役得」かなあ・・・！

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT （自転車で世直し）

設立代表者・理事長 佐原純一郎

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第 11 号です。

\*\*\*メールマガジン No.11 - 08.6.20 \*\*\*

\*\*\*NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.11\*\*\*

## ご報告です

昨日、異業種交流会 21 世紀倶楽部の会合の折、5 分間だけ時間を頂戴し、「企業向け自転車安全講習 & 自転車利用管理体制整備」を簡単に説明致しました。約 50 社の出席者のなかで興味を示して頂き、資料その他をお渡ししたのは 6 社（名）でした。今後の進展を期待するところですが、会合の後の懇親会にて雑談をしていて気付きました。

ほとんどの皆さんが、自転車に関するルール（道路交通法）の認識に乏く、「何処でも自由に走って良い」「自転車であれば飲酒運転しても罰せられない」「歩道は人が邪魔して走りにくい」等、思い違いと言うか、認識不足というか、拍子抜けしてしまいましたが、ただ一つほとんどの方々と意を同じくしたのは、「不法駐輪」のひどさと、自転車利用者のマナーの悪さ、行政側の怠慢でした。

少しがっかりしましたが、これは逆に我々NPO 法人の活動がなおさら必要と言う事です。世の中の人々に自転車に関する正しい認識を持ってもらうため、より一層の活動努力をしなければと、意を新たにしました次第です。

我々NPO 法人として団体加入を予定しています自転車総合保険の件ですが、一部会員の方からも色々なアドバイスを頂いております。（アドバイスありがとうございます） 昨日の顧問さんとの打ち合わせを踏まえ、一般的にある保険や他の NPO 法人、その他団体が備えている保険とは少し違った保険（賠償責任に特化した）を模索中です。会員の方のなかにも既に「傷害保険」に加入しておられる方がおられますし、二重払いにならない様な賠償保険を検討中です。

自転車利用時限定 補償限度額：賠償責任 1 億円 を軸にした保険を目指していますが、対象除外事項が多く苦慮しています。

案（極論）として、

自転車利用時限定 補償限度額：賠償責任 1 億円 のみで、本人の死亡、入院、通院補償無しは如何でしょうか？

自転車利用者自身が事故を起こし、賠償責任を負った場合の補償です。本人さんの死亡後遺、入院、通院の補償は一切無しです。

ご意見、ご希望等メール下さい。

道路交通法上では、自転車は軽車両です。しかし、免許制度は導入されていません。ヘルメットの着用義務も今の所ありません。自賠責加入の義務もありません。我々NPO 法人としては、安全に、安心して、快適な自転車利用を目指したのですが、自転車を利用する事は危険な事です。絶えず、事故に遭う、事故を起こす可能性を持っています。自分の過失で他人さんに迷惑をかけたのなら責任を取りたい。賠償責任を負ったら、その責任を果たしたい。逆に、被害者になったら加害者にすべての責任を取らせたい！ 大事な自転車を壊されたら損害を弁償させたい！ 身体が傷んだら治して欲しい！ 精神的慰謝料も請求したい位の気持ちです。

自転車にも、自動車と言う自動車賠償責任保険（自賠責）制度を設けてもらいたい。  
行政の怠慢では、許されない現状です。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT （自転車で世直し）  
設立代表者・理事長 佐原純一郎

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第 12 号です。

\*\*\*メールマガジン No.12 - 08.6.28\*\*\*  
\*\*\*NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.12\*\*\*

【自転車運転免許証！】

以下の様な記事がネット上に配信されていました。

#### 自「転」車運転免許証の発行検討 茨城県警

6月22日7時50分配信 産経新聞

茨城県警が「自動車運転免許証」ならぬ「自転車運転免許証」の発行を検討している。「ないと自転車に乗れないというものではない」（交通企画課）が、死亡例も報告されている自転車の運転に「自転車も『車』なんだという認識を持ってほしい」（同）という狙いだ。今後、具体案を策定、秋の交通安全運動週間までの実現を目指して、県教育庁や各市町村の教育委員会に働きかけていく方針。新秘策がマナー向上の起爆剤となるか。

（池田美緒）

自転車運転免許制度は、東京・荒川区が全国で初めて導入。警察署やPTAなどが協力、講義、筆記試験、実技講習を経て、自転車運転免許証を発行している。県警でも、自転車通学者の多い約50の小中学校などでの導入を検討している。

県警ではこれまで、県教育委員会のホームページに交通マナーをわかりやすく解説した教材を提供するなどマナーアップに努めてきた。今年すでに小中学校を中心に自転車交通安全教室を286回開講、約3万2000人を指導。7月には、県内全高校の生徒指導担当職員に自転車安全利用についての実技研修も行う予定だ。

同課によると、昨年の県内での交通事故発生件数2万415件のうち、自転車のかかわる事故は約14%にあたる2916件。うち死者は27人で、一昨年より4人増えた。死傷者の約19%が高校生、約22%が高齢者だった。

事故は自動車がかからむケースばかりではない。自転車同士の事故が死にいたる事案も発生している。

常総市本石下では18日、市道交差点で自転車と自転車が正面衝突。男性（67）が転倒して頭を打ち、搬送先の病院で死亡した。20日未明には、牛久市岡見の市道で、近くに住む飲食業の女性（55）が下り坂で転倒し、頭の骨を折って意識不明の重体となっている。

同課は「自転車は自由に乗り回せるイメージが強いが、立派な“車”。一歩間違えば大事故につながる。自動車のように、免許がないと乗っちゃダメ、とはいかないが、基本的なルールを学んで乗ってほしい」としている。

以上、配信記事転記

やっと検討を始めた様です。

しかし検討ばかりでは、現状は変わりません！

子供達を対称にした自転車交通安全教室は、すでに全国多くの都道府県で実施されています。子供達の交通安全教育が最優先なのは理解出来ますが、そのような教育を受けて育った大人達が問題なのです！自分勝手な大人達が、自分の利益だけで行動する世の中にしてしまい、悪いお手本ばかりを、ルール・マナーを教わった子供達に見せつけ、子供達は大人になれば好き勝手に行動出来ると思込む、このような悪（バカ）の連鎖が大問題なのです。

子供達の交通安全教育以上に、ルール・マナーを守らない大人達を再教育する事が、急務ではないでしょうか？

再教育にも色々な手段があります。

**我々のNPO法人の活動も、その手段の一つです。**

取締を厳しくし、罰をあたえるのも一つの方法です。

自動車の運転免許と同じレベルの自転車運転免許制も必要かもしれません。

しかし！ 手軽に利用出来るのが自転車の良いところです。

色々な規制で縛られる前に、自転車利用者のルール・マナーに対する認識を改めさせるべきではないでしょうか？

**「自転車運転免許制度」違反者反則金制度導入、違反者減点処分制度導入、免許取り消し制度導入！**

**「自転車自賠償加入義務化」**

**「自転車ナンバープレート制度」**

**「自転車安全運転講習」受講義務化**

**「ヘルメット着用」義務化**

**「自転車運転禁止区域」増設**

**「自転車車検制度」義務化 等々**

この様な規制がかかると、皆さん困りませんか？

我々も、規制で縛られるのは嫌です。手軽に自転車を利用したいのです。

ルール・マナーを守りましょう！

行政側の方々へ一言

繁華街や商店街でのルール・マナーの悪い自転車利用者達への取締や注意をするのは、あなた方のお仕

事です。お仕事をするからこそ、お給料（税金）が貰えるのです。  
それと、自転車専用駐輪場の整備を怠るのも  
、職務怠慢です。

NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎